

## 第2章.再整備にあたっての問題・課題の整理

第1章にて行った条件整理に基づき、福祉ゾーン再整備にあたっての既存施設及び福祉ゾーンの問題点の抽出、課題の整理を行います。また、福祉ゾーン再整備にあたっての問題及び課題を踏まえ、先進事例調査を実施します。

### 2-1. 問題点の抽出

既存の公共施設である老人福祉センターと社会福祉会館、そして現状の福祉ゾーンの問題点を抽出し、整理しました。

#### (1) 老人福祉センターの問題点の抽出

第1章の調査分析結果から、老人福祉センターの問題点を抽出し、整理しました。問題点については施設全体の問題点、主要諸室の問題点に分類し、整理しました。あわせて各問題点が記載されているページを記しています。

表：老人福祉センターの問題点まとめ

施設全体	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置目的のうち、現在は実施されていないものや他の施設でも行われているものが多い</li> <li>現在行われている事業やその内容について十分な検討が必要</li> </ul>	P.33	
	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉センターの実利用者数は利用対象者のうちの5.72%と非常に少ない状況にある</li> </ul>	P.38	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が少数で人間関係が固定化し、新たな利用者にとって利用しづらくなっている可能性がある</li> </ul>	P.39	
	建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>西館・東館ともに建物の耐震性が不足している</li> <li>構造体の老朽化、外装の老朽化など、深刻な劣化が確認された</li> <li>耐震性の不足、構造体の老朽化から福祉避難所として機能しない可能性がある</li> </ul>	P.58 P.57 P.59	
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、設備関係で不定期かつ高い頻度で修繕が必要になっている</li> </ul>	P.51	
主要諸室	1階	ランチルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体、一般とも利用者が減っている</li> <li>利用者の半数以上が近隣の方となっている</li> <li>施設全体の管理運営費のなかで食事提供に係る費用の割合が高く、かつ利用者負担だけでは食材費も賅っていない</li> <li>食事提供の利用回数と利用頻度が少なく事業の必要性についての検討が必要</li> </ul>	P.11 P.49 P.54 P.46
		テイルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリールームとして利便性が高い</li> </ul>	P.11
		休養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリールームとして利便性が高い</li> </ul>	P.11
		会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>月1~2回の利用で役員からは必要との意見があるが、フリールームとして利便性が高い</li> </ul>	P.11
		茶室	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶道以外に使用できないため、必要がないと考えられる</li> </ul>	P.11
		健康相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要ないと考えられる</li> </ul>	P.12
	2階	多目的ルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人数が参加する行事を行うには必要だが、利用者からは椅子を希望する声が多い</li> </ul>	P.12
			<ul style="list-style-type: none"> <li>カラオケの実利用者数が少なく、大きな部屋が必要かどうかの検討が必要</li> </ul>	P.46

	教養 娯楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリールームとしてあれば便利</li> <li>利用者からは椅子を希望する声が多い</li> </ul>	P.12 P.12
	風呂 サウナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理が困難で事故のリスクがあり、事業の継続について検討する必要がある</li> <li>利用者の半数以上が近隣の方となっている</li> <li>2日に1回利用している人が半数近くおり、自宅の風呂代わりに利用している可能性がある</li> <li>施設全体の管理運営費のなかで風呂に係る費用の割合が高い</li> <li>実来館者に対する風呂の実利用者の割合が約半数と最も高く、他の実利用者数が低いことから、老人福祉センター自体がスーパー銭湯のような使われ方がされている恐れがある</li> <li>本市周辺の利便性の高い場所に複数の温浴施設が立地している</li> </ul>	P.12 P.48 P.45 P.52 P.45 P.92

## (2) 社会福社会館の問題点の抽出

第1章の調査分析結果から、社会福社会館の問題点を抽出し、整理しました。問題点については施設全体の問題点、主要諸室の問題点、利用者から要望があった新たな機能等に分類し、整理しました。あわせて各問題点が記載されているページを記しています。

表：社会福社会館の問題点まとめ

施設全体	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置当初から実施している事業のうち、他の施設でも行われているものや今後終了するものがある</li> <li>現在行われている事業やその内容について十分な検討が必要</li> </ul>	P.33 P.33
	建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の高さが風致地区の高さ規制に適合していない</li> <li>防水及び屋根の老朽化、構造体の劣化、外部建具周りからの漏水による劣化などの深刻な劣化が確認された</li> <li>既存不適格事項についても指摘されている</li> <li>近年、設備関係で不定期かつ高い頻度で修繕が必要になっている</li> <li>体育館棟は施設が目標とする耐震性を満たしていない</li> <li>構造体の老朽化等から福祉避難所として機能しない可能性がある</li> </ul>	P.12 P.67 P.67 P.54 P.68 P.70
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸出室にインターネット環境がない</li> <li>館内放送を文字情報で伝える設備等の障害者へ配慮した設備が必要。</li> </ul>	P.44 P.44
主要諸室 1階	「めばえ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道拡幅に伴い、令和元年度に施設改修を実施。</li> <li>他の施設でも実施されている事業だが、利用定員は満たしており、ニーズは高い</li> </ul>	P.13 P.35
	機能回復 体育訓練場	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数の半数以上に利用がある</li> <li>雨漏り等、設備の老朽化がみられる</li> <li>生活介護事業は令和3年度をもって終了する予定</li> <li>利用者が限定されること、実施事業が終了予定であることから今後の施設をどうするか検討する必要がある</li> </ul>	P.49 P.72 P.34 P.13
	温浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数に比べ、利用日数が非常に少ない状況にある</li> </ul>	P.49
	聴力言語 障害研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数の半数以上に利用がある</li> <li>会議等で利用されることはほとんどない</li> </ul>	P.49 P.13
	面談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面談を複数同時に実施することができない</li> </ul>	P.13
	食堂・厨房	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数の半数以上に利用があり、食堂のニーズは高い</li> <li>電気容量の制約がある</li> </ul>	P.49 P.13
	ロビー	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場からの来場者はロビー北側より来館することが多い</li> </ul>	P.13

2階	しらゆり	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数に比べ、利用日数が少ない状況にある</li> <li>ひとり親家庭の専用室としての機能は薄れている</li> </ul>	P.49 P.13
	和室	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数に比べ、利用日数が少ない状況にある</li> <li>会議では椅子がある部屋が好まれている</li> </ul>	P.49 P.13
	視覚障害者研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	P.13
	ボランティア室	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数の半数以上に利用がある</li> <li>主たる貸出室となっており、希望に添えない場合もある</li> </ul>	P.49 P.14
	会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数の半数以上に利用がある</li> <li>主たる貸出室となっており、希望に添えない場合もある</li> </ul>	P.49 P.14
	録音室	<ul style="list-style-type: none"> <li>開所日数に比べ、利用日数が少ない状況にある</li> </ul>	P.49
	ゆうあいルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆうあいルームへの階段が急</li> <li>資料や備品の保管スペースが欲しい</li> <li>ボランティア団体の活動スペースを充実してほしい</li> <li>音を気にせず活動ができる場があるといい</li> </ul>	P.44 P.44 P.44 P.44
3階	大研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>机と椅子での利用に関する要望がある</li> </ul>	P.14
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの洋式化、手すりの設置などに関する要望がある</li> </ul>	P.44
	新たな機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>明るく、わかりやすく、誰もが立ち寄りたくなる活気が感じられるオープンな施設</li> <li>人が滞在しやすくなるカフェスペースなどの食事を提供する場所</li> <li>ボランティア団体や市民が定期的に集まり、交流できるサロンのような場所</li> <li>市民が様々な障害を持った方と自然と交流を持てる場所</li> <li>ボランティア団体のPRができる場所</li> </ul>	P.44 P.44 P.44 P.44 P.44
	利用団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスを提供する側も広く連携できる機会や場</li> <li>人材不足や活動自体へのサポートや資金面の援助</li> </ul>	P.37 P.44
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設予約の方法の改善に関する要望がある</li> </ul>	P.44

### (3) その他の問題点の抽出

第1章の調査分析結果から、既存施設以外の福祉ゾーンに関する問題点を抽出し、整理しました。あわせて各問題点が記載されているページを記します。

表：その他福祉ゾーンに関する問題点まとめ

駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉ゾーン北側の駐車場は緑化されておらず風致地区の規制に適合していない</li> </ul>	P.14
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉ゾーンは近鉄の2駅からは高齢者徒歩圏域外となっている</li> </ul>	P.15
地域利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活動場所がないことへのサポート、地域への市民文化系及びレクリエーション系の公共施設の役割についても検討する必要がある</li> <li>地域での利用の際に、裏の駐車場の入り口が閉じていると利用しづらい</li> </ul>	P.44 P.44
上位計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設保有量の抑制、効率的・効果的な施設運営が求められている</li> </ul>	P.26

## 2-2. 課題の整理

---

既存の公共施設である老人福祉センターと社会福祉会館、そして現状の福祉ゾーンの課題を抽出し、整理しました。

### (1) 検討の視点

課題の整理にあたって、検討を行う視点を整理しました。条件整理によって抽出された問題を以下に記す視点に基づき、検討し、課題を整理しています。

#### ①.機能の必要性：維持廃止の検討

現在の福祉ゾーンの機能の必要性を、公共性、有効性、代替性といった点から検討しました。公共性については、上位関連計画に位置づけられているなど「現在提供しているサービスを今後も行政が行うべき」と考えられる機能については今後も維持していくべきサービス、民業圧迫の恐れがあるなど「今後は行政が行うべきではない」と考えられる機能については廃止を検討すべきサービスだと考えられます。有効性については、現在の利用率が高い、幅広い人に利用されているなど「効果的に行政サービスを提供できている」と考えられる機能については今後も維持していくべきサービス、現在の利用率が低い、利用者が限定されている、過大な費用が必要など「効果的に行政サービスを提供できていない」と考えられる機能については、廃止を検討すべきサービスだと考えられます。代替性については、現在の機能が「福祉ゾーン以外には存在しない」場合には代替性がない機能であり、維持していくべき機能だと考えられます。逆に現在の機能が「福祉ゾーン以外にも存在する」場合には代替性がある機能で、廃止を検討すべき機能だと考えられます。

公共性、有効性、代替性という3つの視点で、既存の機能について今後も維持していくべき機能かどうかを検討し、課題の整理を行いました。

#### ②.規模の妥当性：適正規模の方向性の検討

機能に必要性があり、今後も維持していくべき機能と判断したものについては、その機能の規模の妥当性について検討しました。現在の機能が大きすぎないか、または小さすぎないかという、機能の適正規模の方向性について検討し、課題の整理を行いました。

#### ③.機能のあり方：可能性の検討

今後も維持していくべき機能と判断したものについては、規模の妥当性とあわせて、集約・連携、補充・付加といった点から、その機能のあり方についても検討します。集約・連携については、複数の機能を集約したり、連携したりすることで、福祉ゾーン全体としての効果や効率を高めることが可能かどうかについて検討しました。補充・付加については、現在の機能に類似の機能を補充したり、新たな機能や役割を付加することで、福祉ゾーン全体としての効果や効率を高めたり、新たな福祉ゾーンの役割を付加することが可能かどうかについて検討し、課題の整理を行いました。

## (2) 老人福祉センターの課題の整理

抽出した問題点をもとに老人福祉センターの課題を整理しました。

### ①.施設全体

老人福祉センターは、「利用者が少数で限定されている」、「設置当初の目的があいまいになっている」といった問題があります。これは開設から年月が経ったことに加え、各地域での福祉活動が盛んになっていること、民間事業者による施設で類似の活動が可能になっていることなどの影響によるものと考えられます。

このことから福祉ゾーンの再整備にあたっては、老人福祉センターで行う事業や提供するサービスを見直し、魅力を付加することで、多くの人が利用したくなる施設とする必要があると考えます。

例えば、高齢者の趣味の活動の場といったテーマコミュニティの場として再定義するという可能性が考えられます。現在では各地域で様々な福祉活動が盛んになっていますが、市全体の高齢者を対象とした活動の場であれば、多様な活動を実施でき、地域でも活動し、福祉ゾーンでも活動をする高齢者を増やしていくことも可能ではないでしょうか。また、地域に馴染めない高齢者もいることも考えられ、そうした方々が参加しやすい場としても意味があると考えます。

別の可能性として、高齢者の健康の増進及び健康管理など、設置目的に記されているが実施できていないサービスを提供し、魅力を高めるという方法も考えられます。“福祉ゾーンに通えば、楽しく気軽に健康が維持できる”といったサービスを提供できれば、利用者を増加させることができるとともに、市の高齢者福祉に関する施策へより一層貢献できるのではないのでしょうか。

### ②.食事の提供

老人福祉センターで実施している食事の提供に関しては、「利用者の減少」、「利用者負担では食材費も賄えていない」という問題があります。一方で、社会福祉会館に関する要望のなかに「食事の提供を希望する」意見や「障害者が働く場として飲食店を併設し、市民と障害者が触れ合う場として欲しい」といった意見もみられます。単純に食事を提供することは、民間事業者による飲食店と変わらず、福祉ゾーン周辺の飲食店の立地状況にもよりますが、公共性は低く、代替性もあると考えられます。また、食事の提供に大きな費用がかかっていることから有効性も低いと考えられます。こうしたことから老人福祉センターでの食事の提供については丁寧な検討が必要となります。

食事の提供に関する問題に対しては、「食事の提供を取りやめる」、「弁当の販売など民間事業者の出店により食事の提供を実施する」、「食事の提供で採算がとれるよう広く市民が利用できる飲食店とする」、「高齢者に不足しがちな栄養素が補える食事の提供など、現在できていない高齢者福祉への貢献を実現できるサービスとする」など、様々な方向性が考えられ、方法によっては福祉ゾーンの新たな魅力とすることも可能です。

このようにいろいろな可能性が考えられますが、「食事の提供での市の負担を減らす」、「できるだけ民間事業者を活用する」といった条件のもとに、福祉ゾーンとしてのあり方や必要

な機能などの面から検討していく必要があります。

### ③.風呂・サウナ

老人福祉センターの風呂・サウナについて、審議会では、入浴を楽しみにされている高齢者もおられることから、廃止については慎重に検討してほしいという意見を頂きました。

風呂とサウナに関しては、「利用者が少数で限定されている」、「風呂とサウナに係る費用が高額」、「事故のリスクがある」、「民間事業者による類似サービスが周囲に立地するようになった」という問題があります。こうした問題に対しては、「風呂とサウナを廃止する」、「魅力を上げ、広く市民が利用できる施設とする」といった方向性が考えられます。

はじめに公共性については、風呂とサウナが上位関連計画に記されているわけではない点と、民間事業者による類似のサービスが周囲に立地しており、民業圧迫という点から、公共性は低いと考えられます。次に有効性については、風呂とサウナに関して現在過大な費用が必要となっている一方で、利用者は少なく限定されていることから、有効性は低いと考えられます。最後に代替性については、現在お風呂のない家は少ないという点と民間の温浴施設が市及び周辺に立地していることから、代替性があると考えられます。

以上より、福祉ゾーン整備にあたっては風呂とサウナの機能は廃止します。

### ④.貸室など

多目的ルーム、教養娯楽室に関しては「椅子での利用を望む声が高い」という問題があります。また、健康相談室や茶室といった用途が限定される諸室については利用が少なく、デイルーム、教養娯楽室、休養室のように多目的に使用できる諸室に関しては、利便性が高いという状況にあります。各諸室で実施されている事業をみると、老人福祉センター自体の利用者が少なく限定されていることもありますが、カラオケ、囲碁将棋、各種教室への実利用者が少ない一方で、開催頻度は高く、多目的ルームと教養娯楽室はほぼ毎日利用されていますが、「カラオケの実利用者が少なく大きな部屋が必要かどうかの検討が必要」といった問題もみられます。

こうしたことから、多目的に使用できる様々な大きさの諸室を設け、利用人数に合わせて利用する方が望ましいと考えます。

### ⑤.その他

老人福祉センターは福祉避難所として指定されていますが、建物の耐震性の不足や老朽化から福祉避難所として機能しない可能性があるという問題があります。福祉ゾーン整備にあたっては、建物の耐震性を確保するとともに福祉避難所として必要な設備を備えたものとする必要があります。

### (3) 社会福祉会館の課題の整理

抽出した問題点をもとに社会福祉会館の課題を整理しました。

#### ①.施設全体

社会福祉会館は、「社会福祉会館で実施されている福祉関連計画の施策や事業の数が少ない」、「設置当初に定められ実施している事業のうち、他の施設で行われているものや終了予定事業がある」といった問題があります。福祉ゾーン整備にあたっては、社会福祉会館の役割を見直し、明確化する必要があると考えます。

現在の主な利用者であるボランティア団体は、会員や後継者不足、PR 不足といった課題を抱えています。現在市の福祉事業に関わる福祉関係者は、様々な連携が必要だと考えています。こうした市の福祉施策に関わるボランティア団体や福祉関係者を様々な面からサポートすることは、市の福祉施策の推進につながり、福祉ゾーンに求められている重要な役割だと考えます。

また、社会福祉会館の建物に関しては老朽化等の問題に加え、暗い雰囲気という問題も指摘されています。福祉ゾーン整備の際に社会福祉会館を明るく誰もが気軽に立ち寄りたくなる施設とすることで、福祉関係者が気軽に立ち寄るようになれば、福祉関係者間の連携促進につながったり、広く市民も立ち寄るようになれば、そこで活動するボランティア団体のPR 促進、そしてボランティアへの参加者が増加したりする可能性も考えられます。

#### ②.貸室など

会議室、ボランティア室、和室などの貸館として使用されている諸室については、「用途が限定されている諸室の利用率が低い」、「用途の幅が広い諸室に利用が集中する」といった問題があります。

福祉ゾーン整備にあたっては、幅広い使用が可能な様々な大きさの諸室を設け、現在のニーズに対応する必要があると考えます。

#### ③.各種福祉相談

社会福祉会館には新たな機能を導入するスペースが不足しているという問題があります。福祉行政の拡充に伴い、今後求められる新たな機能を導入し、その役割を発揮できるよう検討する必要があります。

#### ④.面談室

面談室については「個別面談を複数同時に実施することができない」という問題があります。また、現在設置を検討している権利擁護センターにおいてもプライバシーを確保できる面談室の必要性があると考えられます。こうしたことから、相談者のプライバシーを守りつつ個別面談のニーズに対応できるようにする必要があると考えます。

#### ⑤.発達支援センター「めばえ」

発達支援センター「めばえ」については、利用のニーズも高く、建物や設備に関すること以外には問題はみられませんでした。福祉ゾーン整備にあたっては、その機能を維持していくことが望ましいと考えます。

#### ⑥.機能回復体育訓練場

機能回復体育訓練場は、現在は利用率が高い状況にありますが「令和3年度に生活介護事業が終了予定」となっています。そのため、機能回復体育訓練場については、その必要性を検討する必要があります。

#### ⑦.食堂・厨房

食堂についてはランチスペースとしての利用の他にも打ち合わせ等にも使用されています。こうした利用状況に加え、利用団体からは食事の提供の希望があることから、食事をとるスペースの必要性は高いと考えられます。老人福祉センターでは食事の提供を行っていることから、社会福祉会館での食事の提供と食事をとるスペースについて、あわせて検討していく必要があります。

一方で厨房については「電気容量の制約がある」という問題があります。厨房については交流事業やサロン事業等において調理実習に使用されていますが、食堂・厨房での利用回数しか記録がとられていないことから厨房そのものの利用率は今回の調査では明らかにできません。ただ、厨房を集会施設の調理室と同等の諸室として考えると、市内に調理室は多数存在することと、機能が限定された諸室は利用率が低いことから、福祉ゾーン整備にあたっては、調理室の機能の導入について丁寧な検討が必要です。

#### ⑧.ボランティア室、ゆうあいルーム、録音室

現在ボランティア団体が利用しているボランティア室、ゆうあいルーム、録音室について、あわせて検討していく必要があります。ゆうあいルームには「階段が急で危険」という問題があります。利用団体からは「活動スペースの充実」、「備品等の保管スペース」、「音を気にせず活動できる場」に対する要望があります。また、録音室は、機能が限定されることから「利用が少ない」という問題がある一方で、録音室を使用して市の広報の音訳を行っているという重要な役割もあります。

こうしたことから多くのボランティア団体が必要とすると考えられる印刷機等の備品を備えた作業スペースを整備する必要があるとともに、利用団体の会議や定例会等を実施することができる多目的に使用できる諸室を十分に整備する必要があると考えられます。また、録音室については、音訳の録音だけでなく他の用途での利用についても検討する必要があると考えられます。

#### ⑨.事務室

事務室については「社会福祉協議会の事務室が分かれていて分かりづらい」という問題があります。また、社会福祉会館に入居している福祉関係団体の事務室もその都度あいている



スペースを使用しているため、施設内に点在している状況にあります。こうした事務スペースについては適切な広さをまとめて整備する必要があります。

社会福祉協議会等の事務スペースを検討する際には現在施設内に点在している倉庫や印刷室等の関連諸室についても併せて検討する必要がありますが、印刷室や前述の面談室などを複数の団体で共用できるようにするなど、効率的に整備することが望ましいと考えます。

#### ⑩.ロビー

ボランティア団体から「団体の PR」、「団体間の交流」に関する要望があるとともに、前述の通り福祉関係者間のより一層の連携が求められています。こうしたことからロビーなど建物に立ち寄った際にボランティア団体の情報に触れられる場所や施設利用者の交流を促すサロンのような場所を設ける必要があります。

#### ⑪.その他

社会福祉会館は福祉避難所として指定されていますが、建物の老朽化等の問題から福祉避難所として機能しない可能性があります。また、社会福祉会館は災害時のボランティア拠点として位置づけられており、災害ボランティアセンターを設置することになっています。

福祉ゾーン整備にあたっては、福祉避難所として機能するとともに災害ボランティアセンターの設置も想定した計画とする必要があります。

### (4) その他の課題の整理

抽出した問題点をもとに老人福祉センターと社会福祉会館以外の福祉ゾーンの課題を整理します。

#### ①.老人福祉センターと社会福祉会館

平日昼間が主な利用の老人福祉センターと、夜間休日も利用がある社会福祉会館ですが、両施設ともに多目的に利用できる諸室に対する要望が高いという点や、分野は異なりますが様々な相談を行っている点など、現状や抱える問題に共通点がみられます。また、老人福祉センターでは現在食事を提供している一方で、社会福祉会館では食事提供の希望があった、相互補完ができる可能性もあります。このようなことから老人福祉センターと社会福祉会館を個別に検討するのではなく、福祉ゾーンとして必要なものは何かを検討する必要があります。福祉ゾーン全体として必要機能を検討し、2施設間の相互利用を可能にする、もしくは2施設を複合化することによって、効率的に施設整備を行うことができます。

#### ②.北側駐車場

福祉ゾーン北側の駐車場は「風致地区の規制に基づく緑化がされていない」という問題があるため、福祉ゾーン整備にあたっては、風致地区の規制に適合し、地域の環境に貢献できるように、あわせて改善する必要があります。

### ③.利用対象

福祉ゾーンが立地する周辺地域には集会所がない自治会が多く、活動場所に困っているという問題があります。また、社会福祉会館では気軽に市民が立ち寄れるような施設が望まれています。また、市民が気軽に立ち寄る施設が望まれることから、現在利用対象となっていない一般市民の利用についても検討していく必要があります。こうしたことから、地域団体や市民の利用などを可能にするなど、現在の老人福祉センターや社会福祉会館の利用者を限定している点についても、検討が必要だと考えられます。

### ④.利用のルール

社会福祉会館に対して、「予約方法が来館での予約のみ」、「年間予約ができない」といったことに対する改善要望があります。また、市の公共施設は使用料を徴収していますが、老人福祉センター及び社会福祉会館の利用については無料となっています。

福祉ゾーン整備にあたっては、利用対象が現在と変わる可能性も踏まえながら、施設の予約方法や利用料についても検討し、より利用しやすい施設とする必要があります。

### ⑤.福祉関連施策への対応

市として各地域での福祉活動を推進していく中で、市の拠点となる福祉ゾーンの役割を明確化する必要があります。福祉関係者の連携を促進するHUBとしての役割、ボランティア団体の支援や育成する役割、高齢者のテーマコミュニティとしての役割、「福祉ゾーンなら福祉のことはすべて分かる」といったような情報提供の場や分かりやすい福祉相談窓口としての役割など、市の拠点としての福祉ゾーンの役割を明確化する必要があります。

### ⑥.その他上位関連計画への対応

まちづくりに関する計画に記されているように、郡山城跡や金魚池の景観を活かした地域づくりに対して公共施設としてできるだけ貢献する必要があります。その最低条件として、風致地区の規制に適合していない既存施設を是正し、福祉ゾーンを整備することで地域のまちづくりに貢献していく必要があると考えます。

また、福祉ゾーン整備にあたっては公共施設等総合管理計画に記された、公共施設に係る費用の削減や公共施設規模の適正化などの考えに基づき、丁寧な検討と十分な説明が必要だと考えます。

## 2-3. 課題を踏まえた事例調査

既存の公共施設である老人福祉センターと社会福祉会館、そして現状の福祉ゾーンの課題を踏まえた事例調査を行いました。

### ①.類似自治体調査

老人福祉センターと社会福祉会館、そして現状の福祉ゾーンの課題を踏まえた事例調査として、本市に人口規模が近い自治体の高齢者福祉施設を調査しました。調査対象は本市の人口から+1万人～-1万人の範囲の自治体のうち、公共施設等総合管理計画及び自治体ホームページ等にて核となる高齢者福祉施設の状況の分かる15自治体を対象としました。

表：大和郡山市の老人福祉センターのような施設の有無

老人福祉センターのような施設あり	複合化されている	13自治体
	複合化されていない	1自治体
老人福祉センターのような施設なし		1自治体

表：利用料金設定の有無

利用料金の設定がある	貸室に利用料金設定あり	11自治体
	貸室と浴室に利用料金設定あり	2自治体
不明		1自治体

表：高齢者福祉施設内の浴室の有無

浴室あり	10自治体
浴室なし	4自治体*

※高齢者福祉施設に近接して市立の温浴施設を保有している自治体が1つあります

類似自治体では、「高齢者福祉施設が他の機能と複合化されている自治体」、「利用料金を徴収している自治体」が多くみられました。「高齢者福祉施設に浴室がない自治体」も少ないことが分かりました。また、なかには、本市の老人福祉センターや社会福祉会館のような核となる高齢者福祉施設を保有していない自治体もみられました。

これらの調査結果は、高齢者福祉施設が法律に基づいて自治体が設置できる施設であることから、地域の実情に合わせた様々な形態が生まれているものと考えられます。

## ②.近隣自治体調査

老人福祉センターと社会福祉会館、そして現状の福祉ゾーンの課題を踏まえた事例調査として、本市周辺の自治体の高齢者福祉施設を調査しました。調査対象は奈良県北部の自治体のうち、公共施設等総合管理計画及び自治体ホームページ等にて核となる高齢者福祉施設の様子の分かる 15 自治体を対象としました。

表：大和郡山市の老人福祉センターのような施設の有無

老人福祉センターのような施設あり	複合化されている	6 自治体
	複合化されていない	4 自治体 <sup>※1</sup>
	不明	2 自治体
老人福祉センターのような施設なし		3 自治体 <sup>※2</sup>

※1：現在施設自体の廃止を検討している自治体が 1 つあります

※2：レクリエーション施設として温浴施設を保有している自治体が 1 つあります

表：利用料金設定の有無

利用料金の設定がある	貸室に利用料金設定あり	1 自治体
	貸室と浴室に利用料金設定あり	1 自治体
	浴室に利用料金設定あり	3 自治体
	その他	2 自治体 <sup>※</sup>
利用料金の設定がない		1 自治体
不明		4 自治体

※利用料金設定が施設ごとに異なる自治体が 1 つ、入館料として利用料を徴収している自治体が 1 つあります

表：高齢者福祉施設内に浴室の有無

浴室あり	12 自治体 <sup>※</sup>
浴室なし	0 自治体

※浴室と温水プールを設置している自治体が 1 つあります

周辺自治体調査では類似自治体調査と同様に、「高齢者福祉施設が他の機能と複合化されている自治体」、「利用料金を徴収している自治体」が多くみられました。また、近隣市町村の中には核となる高齢者福祉施設を保有しない自治体に加え、現在施設自体の廃止を検討している自治体、核となる高齢者福祉施設は保有していないがレクリエーション施設として温浴施設を保有している自治体などもみられました。類似自治体調査の結果に比べ、近隣自治体調査の結果は、自治体ごとに高齢者福祉施設のあり方がさまざまでした。

### ③.先進事例調査

老人福祉センターと社会福祉会館、そして現状の福祉ゾーンの課題を踏まえた先進事例調査を行いました。

施設等名称	所在市町村	概要	特徴				
			機能・規模見直し	施設の改修・建て替え・廃止	民間活力	入浴施設	食堂
老人福祉センター（浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（平成30年度））	浜松市	・市内13箇所の老人福祉センターのうち、12カ所を令和2年4月から子供や子育て世代も利用することができる「ふれあい交流センター」に転換するとともに、入浴事業を廃止している。なお、1箇所は老人福祉センターを廃止している。	ふれあい交流センターへ転換	1箇所廃止		廃止	こども食堂（検討）
老人福祉センター（堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（令和2年3月））	堺市	・老人福祉センターの事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図る。 ・入浴事業は令和6年度までを目途に事業継続することとし、浴場設備の大規模改修は今後行わない考えが示された。	事業内容の見直し	改修		廃止	
老人福祉センター（老人福祉センターのあり方方針（平成27年12月））	豊中市	・開設された40年以上前とは社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、平成29年4月から老人福祉センターを介護予防センターに転換、民間事業者による貸付運営を開始した。 ・入浴事業・送迎事業については費用対効果を踏まえて見直しを図ることなどが示された。	介護予防センターへ転換		民間事業者による貸付運営	見直し	
老人福祉センター（多世代交流センター、シニアプラザいばらきへの転換（老人福祉センターあり方検討会（平成22年）））	茨木市	・超高齢社会に備え、施設や各種事業などこれまでの高齢者施策の抜本的な見直しを行った。 ・市内6カ所の老人福祉センターのうち5カ所を高齢者と子どもが多様な交流を行える「多世代交流センター」として建物内の各設備を改修する。 ・旧老人福祉センター桑田荘の役割を大きく変え、新たな高齢者の活動拠点となる高齢者活動支援センター「シニアプラザいばらき」としてリニューアルした。	多世代交流センター、高齢者活動支援センターへ転換	改修		廃止	
老人福祉センター	阪南市	・昭和59年の開館当時とは、社会情勢や人口構造が大きく変化していることを踏まえ、老人福祉センターを令和2年3月末で廃止予定とした。 ・あわせて、老人福祉センターの役割や機能を引き継ぐとともに、市民全体の健康寿命の延伸と地域全体の交流促進を図るための「介護予防拠点」を地域に分散して増設することとした。	介護予防拠点を分散増設	廃止・増設	介護予防拠点運営事業を公募委託	廃止	